**発 注 概 要 書**

入札参加者は、**令和６年１２月１３日付、大阪府公報に公告した**大和川下流流域下水道大井水みらいセンター汚泥処理施設包括管理事業（設計・建設・維持管理）（政府調達に関する協定関係）について、**この公告**のほか次の発注内容を確認すること。

また、「大和川下流流域下水道　大井水みらいセンター　汚泥処理施設包括管理事業（設計・建設・維持管理）　入札説明書」（以下「入札説明書」という。）、「大和川下流流域下水道　大井水みらいセンター　汚泥処理施設包括管理事業（設計・建設・維持管理）　入札心得」（以下「入札心得」という。）及び「大和川下流流域下水道　大井水みらいセンター　汚泥処理施設包括管理事業（設計・建設・維持管理）　郵便入札心得」（以下「郵便入札心得」という。）の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

令和６年１２月１３日

記

# 発注の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 発注年度 | 令和６年度 |
| 事業名称 | 大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター 汚泥処理施設包括管理事業（設計・建設・維持管理） |
| 事業概要 | 設計建設業務　　一式  維持管理業務　　一式 |
| 業務所管所属 | 都市整備部　南部流域下水道事務所 |
| 履行場所 | 藤井寺市西大井一丁目地内 |
| 履行期間 | 契約締結の日から令和２３年３月３１日まで  （　うち設計建設業務期間　：　契約締結の日 から令和１４年２月２７日まで　）  （　うち維持管理業務期間　：　令和１２年３月３１日から令和２３年３月３１日まで　） |
| 契約方式 | 債務契約（債務契約とは、地方自治法第２１４条で規定する債務負担行為を設定した複数年度にまたがる契約です。） |
| 落札方式 | 総合評価一般競争入札  最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の採用なし |
| 予定価格 | 事後公表 |
| 提案限度額 ※ | １７，３４２，４６３，６００円 （消費税及び地方消費税相当額を含む）  維持管理業務の内訳は下記とする。  　維持管理業務　５，８１２，７１９，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む） |
| 支払い条件 | １．設計建設業務のうち設計業務  ①前払金　契約金額のうち設計業務に係る金額の３０％（１万円未満切り捨て）  ②部分払　なし  ③支払限度額割合　令和７年度　０％、令和８年度　１００％、令和９年度　０％、  令和１０年度　０％、令和１１年度　０％、令和１２年度　０％  令和１３年度　０％  ２．設計建設業務のうち建設業務  ①前払金　契約金額のうち建設業務に係る金額の４０％（１０万円未満切り捨て）  ②中間前払金　契約金額のうち建設業務に係る金額の２０％（１０万円未満切り捨て）  ③部分払　令和７年度 ０回、令和８年度　１回、令和９年度　１回、令和１０年度　１回、  令和１１年度 １回、令和１２年度　１回、令和１３年度　０回  ④支払限度額割合　令和７年度　０％、令和８年度　約０．３％、令和９年度　約１．３％、  令和１０年度　約２１．９％、令和１１年度　約２７．４％、  令和１２年度　約３９．１％、令和１３年度　約１０．０％  ３．維持管理業務のうち固定費  維持管理業務期間にわたり、月締払い  固定費の支払限度額割合  令和１１年度　約０．００５％、令和１２年度　約７．９２１％、  令和１３年度　約７．８５６％、令和１４年度　約８．０３３％、  令和１５年度　約１０．１４５％、令和１６年度　約８．０７４％、  令和１７年度　約８．６７９％、令和１８年度　約８．６４６％、  令和１９年度　約１２．０１９％、令和２０年度　約９．２７０％、  令和２１年度　約９．５９４％、令和２２年度　約９．７５８％  ４．維持管理業務のうち変動費及び資源化物原料対価費  維持管理業務期間にわたり、月締払い  受注者が入札時に提示した金額に基づき、発注者と受注者で合意した費用を支払う。 |
| 契約不適合  責任期間 | １．設計建設業務：事業契約書第３５条第５項又は第６項に規定する引渡しの日から２年  ２．維持管理業務：事業契約書第５０条に規定する検査合格日から１年 |
| 週休２日工事  （建設業務） | 週休２日工事対象（発注者指定型）  ※詳細は「大阪府　都市整備部「週休２日工事」実施要領」を参照。  <https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/4syu8kyu_kouji.html> |

※提案限度額とは、提案に基づき予定価格を作成するにあたっての予算の上限額である。　入札説明書　１２　参照

# 発注スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入札説明書等交付 | 交付 | 令和６年１２月１３日（金）から |
| 予定価格等の公表 | 公表時期 | 本件開札後。ただし、再度の入札を行うときは、再度の入札の開札後。  ホームページにて公表 |
| 入札説明書等に対する質問及び回答 | 質問期間 | 令和６年１２月１３日（金）午前１０時から令和７年１月１６日（木）午後４時まで |
| 提出方法 | 様式集の「入札説明書等に対する質問書」にて電子メールにより送信する。  送信先　gesuido-ppp@gbox.pref.osaka.lg.jp |
| 最終回答日 | 令和７年１月３１日（金） |
| 入札参加申請 | 申請期間 | 令和６年１２月１３日（金）午前１０時から令和７年２月２０日（木）午後５時まで（休日及び休日以外の日の午後５時からその翌日の午前１０時までを除く。）  提出先は、「【提出書類一覧表】５．書類提出先（１）１）」に示す「提出先」です。 |
| 理由請求  (参加資格無し) | 請求期限 | 『入札参加資格確認書（理由書）』に記載されています。 |
| 現地見学会 | 実施日 | 令和６年１２月２０日（金）午前１０時から令和７年３月７日（金）午後４時まで  （休日及び午後０時１５分から午後１時までの間を除く。） |
| 申込方法 | 入札説明書６（１）の入札参加資格確認書の交付を受けた後、様式集の「現地見学会参加申込書」にて電子メールにより申し込む。  送信先　[nambugesui-g22@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:nambugesui-g22@sbox.pref.osaka.lg.jp) |
| 資料閲覧及び借用 | 実施日 | 令和６年１２月２０日（金）午前１０時から令和７年４月３日（木）午後４時まで  （休日及び午後０時１５分から午後１時までの間を除く。） |
| 申込方法 | 入札説明書６（１）の入札参加資格確認書の交付を受けた後、様式集の「資料閲覧申込書」にて電子メールにより申し込む。　※誓約書、借用書は持参  送信先　[nambugesui-g22@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:nambugesui-g22@sbox.pref.osaka.lg.jp) |
| 技術提案書作成要領及び要求水準書等の交付 | 交付 | 令和６年１２月１３日（金）から |
| 技術提案書作成要領に対する質問及び回答 | 質問期間 | 令和６年１２月１３日（金）午前１０時から令和７年２月２０日（木）午後４時まで |
| 提出方法 | 様式集「技術提案書作成要領に対する質問書にて電子メールにより送信する。  送信先　gesuido-ppp@gbox.pref.osaka.lg.jp |
| 最終回答日 | 令和７年３月１２日（水） |
| 要求水準書等に対する質問及び回答 | 質問期間 | 令和６年１２月１３日（金）午前１０時から令和７年７月２２日（火）午後４時まで |
| 提出方法 | 様式集「要求水準書等に対する質問書」にて電子メールにより送信する。  送信先　[gesuido-ppp@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:gesuido-ppp@gbox.pref.osaka.lg.jp) |
| 最終回答日 | 令和７年８月１３日（水） |
| 技術提案書の提出 | 提出日  （配達日） | 令和７年４月３日（木）午前９時から午後５時まで。郵送の場合は、同日午後５時に必着とする。  提出先は、「【提出書類一覧表】５．書類提出先（１）２）」に示す「提出先」です。 |
| 技術提案書のヒアリング | 実施日 | 別途通知します。 |
| 技術提案の  採否項目の通知 | 通知日 | 令和７年７月１０日（木）までに電子メールで通知します。  （当日中に受取書を送付元にメール返信してください。ただし、やむを得ない理由により当日中に返信することが困難である場合は、翌日以降速やかに返信するものとします。） |
| 技術提案書に係る評価結果に対する質問及び回答 | 質問期間 | 技術提案の採否項目の通知を電子メールで受け取った日の翌日から起算して２日間（休日を除く。） |
| 提出方法 | 様式集「技術提案書に係る評価結果に対する質問書」にて電子メールにより送信する。  送信先　gesuido-ppp@gbox.pref.osaka.lg.jp |
| 最終回答日 | 質問期間の最終日の翌日から起算して５日（休日を除く。） |
| 入札書等の  提出及び開札 | 入札日時 | 令和７年８月２６日（火）午前１０時  ※郵送の場合は令和７年８月２２日（金）及び２５日（月）。ただし、同日午後５時に必着とする。 |
| 入札場所 | 大阪府南部流域下水道事務所　２階会議室  所在地：〒５９７-００９５　大阪府貝塚市港２５番地 |
| 開札日時 | 令和７年８月２６日（火）午前１０時 |
| 予定価格（設計金額）に対する  質疑及び回答 | 質疑期間 | 予定価格を公表した時刻から予定価格を公表した日の翌々日の午後４時まで（休日を除く。） |
| 質疑方法等 | 様式集「予定価格（設計金額）に対する質問書」にて電子メールにより送信する。  送信先　gesuido-ppp@gbox.pref.osaka.lg.jp |
| 最終回答日 | 原則、質疑期間の終了日の翌々日（休日を除く。） |
| 入札結果の公表 | 公表時期 | 入札結果の公表は落札者決定後に行います。  ※電話などによる入札結果の問合せには一切お答えできません。 |
| 落札候補者の提出書類 | 提出期限 | 落札候補者のみ大阪府南部流域下水道事務所から落札候補者である旨の連絡を受けた日の翌日午後４時まで（休日を除く。）  提出先は、「【提出書類一覧表】５．書類提出先（２）」に示す「提出先」です。 |
| 技術提案書の返却 | 受取り日 | 落札者決定後、受取り希望者に対して電子メールで受取り日を通知します。  受取り指定日を過ぎた場合、技術提案書を廃棄処分します。  受取りには「技術提案書の受取書」が必要です。 |

※「休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第２号）第２条第１項に規定する府の休日をいう。

※【再度の入札等にかかる注意点】

・当初の開札で予定価格等の制限の範囲内での応札がない場合、直ちに再度の入札を行います。

予定価格等の制限の範囲内での応札とは、入札額総額が予定価格以下であり、かつ維持管理業務費が維持管理業務費上限額※以下であるものをいう。

※維持管理業務費上限額とは本事業の予定価格のうち、維持管理業務費に相当する額をいう。

・再度の入札は一回限りとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （「４　入札参加資格（設計建設業務）」に掲げる登録業種に登録がない場合）  大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録者名簿への  新規又は追加の登録申請 | 申請期限 | 令和７年２月１０日（月）午後４時まで  なお、添付書類は、同日午後４時までに必着とする。 |
| 申請方法 | ア　資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先  〒５４０-８５７０　大阪市中央区大手前二丁目  大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ  （TEL（０６）６９４４-６８０３）  イ　申請の方法  (ア)　システムにおいて、必要な事項を入力し、送信する。  (イ)　添付書類は、郵送又は持参する。  ウ　その他  詳細は、システムの説明による。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （「５　入札参加資格（維持管理業務）」に掲げる登録業種に登録がない場合）  大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿への  新規又は追加の登録申請 | 申請期限 | 令和７年２月１０日（月）午後４時まで  なお、添付書類は、同日午後４時までに必着とする。 |
| 申請方法 | ア　資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先  〒５４０-８５７０　大阪市中央区大手前二丁目  大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ  （TEL（０６）６９４４－６６４４）  イ　申請の方法  (ア)　システムにおいて、必要な事項を入力し、送信する。  (イ)　添付書類は、郵送又は持参する。  ウ　その他  詳細は、システムの説明による。 |

# 入札参加資格（共通）

入札参加者は下記項目をすべて満たしていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 入札説明書で示す  参加資格 | すべて満たしていること。 |
| 入札参加者の構成 | 入札参加者の構成等は、次のとおりとする。  ① 入札参加者は、本事業を実施する単独の企業又は複数の企業により構成されるものであること。  ② 入札参加者は、会社法（平成１７年法律第８６号）に規定する株式会社として、本事業の実施を目的とする特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）を落札者決定後速やかに設立すること。  ③ 入札参加者は、ＳＰＣに出資する企業（以下「構成企業」という。）のみによって構成される者であること。  ④ 入札参加者は、複数の企業で構成される場合には、構成企業の中の１者を当該入札参加者を代表する企業（以下「代表企業」という。）と定めるとともに、代表企業が入札参加手続きを行うこと。ただし、代表企業は設計建設業務又は維持管理業務に直接携わることとする。  ⑤ 構成企業は、本事業への入札参加申込書において、それぞれの企業名及び携わる業務を明記するものとする。  ⑥ 構成企業は、他の入札参加者を構成する構成企業となることはできない。  ⑦ ＳＰＣを設立するにあたり、構成企業は、ＳＰＣ設立時の議決権株式の全ての割当てを受けるものとする。また、代表企業については、構成企業内で議決権比率が唯一最大とならなければならない。  ⑧ 構成企業の追加及び変更について、入札参加申込書受付後は原則として認めない。ただし、入札参加資格確認基準日から事業契約締結までの間にやむを得ない事情が生じた場合、代表企業以外の企業について、資格・能力等の面で支障がないと府が判断したときは、追加及び変更を認めることがある。  ⑨ ＳＰＣにおいて、事業期間中の構成企業の変更は原則として認めないが、構成企業の出資比率については、府の承諾を得た上で、変更を認めるものとする。また、出資比率変更に伴う代表企業の変更についても、府の承諾を得た上で、変更を認めるものとする。  ⑩ ＳＰＣは、焼却炉機械設備工事については、構成企業以外の者と契約を締結してはならない。また、運転管理業務については、構成企業又は構成企業による共同企業体以外の者と契約を締結してはならない。 |
| 関係会社の  参加制限 | 関係会社の参加制限は次のとおりとする。  ① 本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人及びその子会社（会社法第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）及びこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者（※）は本件入札に参加することはできない。  なお、本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人は、以下に示すとおりである。  株式会社ニュージェック  弁護士法人御堂筋法律事務所  ※ 上記①の要件に係る資本面又は人事面において関連がある者とは、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するものとする。  (ア)　本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人及びその子会社の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を保有し、又はその出資総額の１００分の５０を超える出資をしている者（１００分の５０を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は、他の株式保有者又は出資者より特に抜きん出て株式を保有し、又は出資している者を含む。）。  (イ)　代表権を有する役員が、本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人及びその子会社においても代表権を有する役員である者。  ② 入札参加者を構成する構成企業は、本件入札に他の入札参加者の構成企業として参加することはできない。  なお、４ 入札参加資格（設計建設業務）の「施工実績等」の※２の（ア）又は（イ）に該当する者と当該入札参加者についても同時に他の入札参加者の焼却炉機械設備工事を実施する企業として入札に参加することはできない。ただし、子会社又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。 |
| 配置技術者  (事業総括責任者) | 代表企業又は構成企業のうち焼却炉機械設備工事若しくは運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で実施する場合は主担当企業）より、以下の(ア)から(オ)の全ての要件を満たす技術者を事業総括責任者としてＳＰＣに籍を置かせ、本事業期間中において選任し配置できること。なお、現場への常駐は求めない。  また、当該技術者は、設計業務総括責任者、建設業務総括責任者、又は維持管理業務総括責任者のいずれかを兼ねることができるものとする。ただし、設計及び工場製作が行われている期間（※１）については、当該技術者は設計業務総括責任者及び建設業務総括責任者の両方を兼ねることができるものとする。  なお、当該技術者が設計業務総括責任者を兼ねる場合についてはシステム設計技術者（※２）を、建設業務総括責任者を兼ねる場合については、ＳＰＣから発注される建設工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を、維持管理業務総括責任者を兼ねる場合については、運転管理業務総括責任者を兼ねることができるものとする。  ※１ 工場製作のみが行われている期間とは、機器等を調達する期間であり、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）とする。  ※２ システム設計技術者とは、工場製作期間及び現場工事期間を通して、当該工事における機器単体及びプラントシステムの機能確保のためのシステム設計管理（※３）業務を行う責任者である。  ※３ システム設計管理とは、一連の機器がシステムとしての機能を適正に発揮するため、設計図、設計計算、製作仕様、試運転等の確認及び個別装置の設計検証、性能検証等を行うことをいう。  (ア)　要求水準書別紙１「業務範囲区分表」に示す本事業に係る各業務を一元的に統括管理し、本事業を取りまとめることができる者であること。  (イ)　各業務について内容を理解しており、発注者との直接の窓口となり、業務を管理する能力がある者であること。  (ウ)　現場で生じる各種課題や発注者からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定が可能となるよう努めることができる者であること。  (エ)　事業総括責任者の必要な資格要件は特に求めない。  (オ)　入札参加申請時点において代表企業又は構成企業のうち焼却炉機械設備工事又は運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で実施する場合は主担当企業）と直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 |

# 入札参加資格（設計建設業務）

入札参加者のうち、設計建設業務を実施する企業は下記項目をすべて満たしていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録業種 | ① 焼却炉機械設備工事を実施する企業  令和６・７・８年度大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録者名簿のうち、「水道施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に登録されていること。  なお、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。 |
| 参加可能対象者等 | ① 焼却炉機械設備工事を実施する企業  水道施設工事又は機械器具設置工事について、建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査の審査基準日が令和６年１月２６日（※１）以後の日である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し又は当該要件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を契約締結日までに受ける見込みを確認できる書類を開札日に提出することができる者であること。単体企業であること。  ※１ 民事再生法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受け、大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格の再認定を受けた場合にあっては同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた日とし、会社更生法第４１条第１項の更生手続開始の決定を受け、大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格の再認定を受けた場合にあっては同法第４１条第１項の更生手続開始の決定を受けた日とする。 |
| 建設業法の業種  及び許可の種類 | ① 焼却炉機械設備工事を実施する企業  参加可能対象者等欄に記載する要件を満たす登録業種の「特定建設業」の許可を有していること。 |
| 施工実績等 | 本事業のうち設計建設業務において構成企業として焼却炉機械設備工事を実施する者は、平成２１年４月１日から入札参加申請期限までに、我が国又は効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域において、元請として次の要件を満たす工事に係る請負契約（外国におけるこれに相当する請負契約を含む。）を単体企業で履行した実績（共同企業体の構成員としての実績にあっては、出資比率が２０パーセント以上のものに限る。）を有すること。  ①下水道法(昭和３３年法律第７９号）に基づく官公庁所管（※１）の下水終末処理場の焼却炉設備工事において、次に示す主要機器の製作を含む施工実績を有する者であること。  ●製作した実績を求める主要機器  ○焼却炉（下水終末処理場における1炉当たり処理能力が脱水ケーキ３０t/日以上の焼却  炉設備）  ただし、製作は次のいずれかに限る。  ・設計、製造及び検査を自社（※２）で行っている場合  ・設計及び検査を当該構成企業で行い製造のみを外注に付している場合  ・ＯＥＭ（※３）契約に基づく外注により製作している場合  ※１ 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成１３年政令第３４号）第１条第１項各号に規定する法人をいう。  ※２ 自社とは、当該構成企業のほか、以下に示す者を含む。ただし、以下に示す者が、入札説明書の３（２）エの要件を満たしていない場合は、この限りでない。  (ア) 当該企業の親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号に規定する法人をいう。以下同じ。）又は子会社となる者（上記記載の焼却炉の製作納入実績を有するものに限る。）  (イ) 当該企業の親会社となる法人を親会社とする者（上記記載の焼却炉の製作納入実績を有する者に限る。）  ※３ ＯＥＭ契約とは、相手先商標製品製造（Ｏｒｉｇｉｎａｌ　Ｅｑｕｉｐｍｅｎｔ　Ｍａｎｕｆａｃｔｕｒｉｎｇ）契約をいう。 |
| 配置技術者  （設計業務  総括責任者） | 構成企業のうち焼却炉機械設備工事を実施する企業より、以下の①から③の要件を全て満たす技術者を設計業務総括責任者としてＳＰＣに籍を置かせ、設計建設期間中において選任し配置できる者であること。なお、現場への常駐は求めない。また、設計及び工場製作のみが行われている期間については、建設業務総括責任者が当該技術者を兼ねることができるものとする。当該技術者の設計建設期間の途中での交代は原則認めないが、当該技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合は、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。  また、当該技術者はＳＰＣから発注される焼却炉機械設備工事におけるシステム設計技術者を兼ねることができるものとする。  ① 出身企業の設計部門に所属する者であること。  ② 以下に示すいずれかの要件を満たす者であること。  (ア) 入札参加資格登録業種について、主任技術者となるために必要な要件を満たす者  (イ) (ア)と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者  (ウ) 入札参加資格登録業種について、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、高等専門学校の指定学科卒業後では３年以上、高等学校の指定学科卒業後では５年以上、その他は１０年以上の設計業務の実務経験を有する者  ③ 入札参加申請の時点において焼却炉機械設備工事を実施する企業と直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 |
| 配置技術者  （建設業務  総括責任者） | 構成企業のうち焼却炉機械設備工事を実施する企業より、以下の①及び②の要件を満たす技術者を建設業務総括責任者としてＳＰＣに籍を置かせ、建設期間中において専任で配置できる者であること。また、当該技術者は現場常駐とするが、設計及び工場製作のみが行われている期間については、当該技術者の配置について「専任」及び「常駐」を免除することができるとともに、設計業務総括責任者が当該技術者を兼ねることができるものとする。また、当該技術者の建設期間の途中での交代は原則認めないが、当該技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、以下の場合等において、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。  ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合  ・ 工場製作を含む工事であって、工場のみから現地へ工事現場が移行する時点  ・ 現地での現場着手後、工事期間中に改めて工場製作のみの期間となるとき、現地から工場へ工事現場が移行する時点  なお、当該技術者はＳＰＣから発注される焼却炉機械設備工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。  ① 以下に示すいずれかの要件を満たす者であること。  (ア) 入札参加資格登録業種について、監理技術者資格者証を取得するための要件を満たす者  (イ) (ア)と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者  ② 入札参加申請の時点において焼却炉機械設備工事を実施する企業と直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者であること。 |

# 入札参加資格（維持管理業務）

入札参加者のうち、運転管理業務を実施する企業は下記項目をすべて満たしていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録業種 | 令和４・５・６年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿のうち、「下水道施設運転操作管理（種目コード０９０）」に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。 |
| 履行実績等 | ① 運転管理業務を単体企業で実施する場合は、以下の（ア）に掲げる業務について締結した契約について、平成２６年４月１日から入札参加申請の前日までの間に、通算３年以上の期間について誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の７割かつ３年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  （ア）下水道法(昭和３３年法律第７９号）に基づく官公庁所管の下水終末処理場における下記a及びbを含む汚泥処理施設の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）※1  a　脱水ケーキ１日当たり３０ｔ/炉以上の焼却炉設備  b　脱水ケーキ１日当たり３０ｔ以上の汚泥脱水設備  ※1 a、bの実績は、同一の契約で満たさなくても可とする。  ② 運転管理業務を共同企業体で実施する場合は、運転管理業務を実施する共同企業体の構成企業により以下の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たすこと。また、構成企業のうち主担当企業は、共同企業体の構成企業間において出資比率１位となること。  （ア）構成企業のうち主担当企業は、以下のaに掲げる業務について締結した契約について、平成２６年４月１日から入札参加申請の前日までの間に、通算３年以上の期間について誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の７割かつ３年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が５０％以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  a　下水道法(昭和３３年法律第７９号）に基づく官公庁所管の下水終末処理場におけ　　　　る下記ⅰ及びⅱを含む汚泥処理施設の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）※1  ⅰ．脱水ケーキ１日当たり３０ｔ/炉以上の焼却炉設備  ⅱ．脱水ケーキ１日当たり３０ｔ以上の汚泥脱水設備  　※1 ⅰ、ⅱの実績は、同一の契約で満たさなくても可とする。  その他の構成企業は、以下bに掲げる業務について締結した契約について、平成２６年４月１日から入札参加申請の前日までの間に、通算３年以上の期間について、誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の7割かつ3年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が２０%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  b　下水道法(昭和３３年法律第７９号）に基づく官公庁所管の下水終末処理場におけ  る下記ⅰを含む汚泥処理施設の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）  ⅰ．汚泥脱水設備  （イ）構成企業により以下のa及びbの要件を満たすこと。また、主担当企業は、a又はbの要件を満たす構成企業より定めること。a又はbのうち主担当企業でない者は、共同企業体の構成企業間において出資比率２位となること。運転管理業務を実施する構成企業のうち、a、bのいずれの要件も満たさない企業は、以下cの要件を満たすこと。  a　次のⅰに掲げる工事について締結した契約について、平成２１年４月１日から入札参加申請期限までに、我が国又は効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域において、元請として次の要件を満たす工事に係る請負契約（外国におけるこれに相当する請負契約を含む。）を単体企業で履行した実績（共同企業体の構成員としての実績にあっては、出資比率が２０パーセント以上のものに限る。）を有すること。  ⅰ. 下水道法(昭和３３年法律第７９号）に基づく官公庁所管の下水終末処理場の焼却炉設備工事において、次に示す主要機器の製作を含む施工実績を有する者であること。  ●製作した実績を求める主要機器  ○焼却炉（下水終末処理場における1炉当たり処理能力が脱水ケーキ３０t/日以上の焼却炉設備）  ただし、製作は次のいずれかに限る。  ・設計、製造及び検査を自社で行っている場合  ・設計及び検査を当該構成企業で行い製造のみを外注に付している場合  ・ＯＥＭ契約に基づく外注により製作している場合  b　次のⅰに掲げる業務について締結した契約について、平成２６年４月１日から入札参加申請の前日までの間に、通算3年以上の期間について誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の7割かつ3年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20％以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。さらに、bのみの要件を満たす構成企業が代表企業となる場合は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  ⅰ. 下水道法(昭和３３年法律第７９号）に基づく官公庁所管の下水終末処理場における下記を含む汚泥処理施設の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）  　　　　・脱水ケーキ１日当たり３０ｔ以上の汚泥脱水設備  c　次のⅰに掲げる業務について締結した契約について、平成26年4月1日から入札参加申請の前日までの間に、通算3年以上の期間について誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の7割かつ3年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20％以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。  ⅰ. 下水道法(昭和３３年法律第７９号）に基づく官公庁所管の下水終末処理場における下記を含む汚泥処理施設の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）  ・汚泥脱水設備 |
| 配置技術者  （維持管理業務  総括責任者） | 構成企業のうち運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で実施する場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）～（エ）全ての要件を満たす技術者を維持管理業務総括責任者としてＳＰＣに籍を置かせ、維持管理業務期間中において専任で配置し、現場へ常駐（土曜・日曜、祝日、12月29日～１月３日を除く日勤とする。）させなければならない。また、当該技術者は運転管理業務総括責任者（※）を兼ねることができるものとする。なお、下水終末処理場の運転管理業務の実務経験は、水処理・汚泥処理のいずれでも可能とする。  （※）運転管理業務総括責任者とは、構成企業のうち運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で行う場合はその主担当企業）が、運転管理業務全体を統括管理するために、現場に配置させる者であり、以下の（ア）～（ウ）の要件を満たし、かつ運転管理業務開始時点において直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者をいう。  (ア) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の３各号に規定する資格を有する者  (イ) 副総括以上として下水終末処理場の運転管理業務の実務経験を１年以上有する者  (ウ) 次のaからdまでのいずれかに該当する者  a 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し５年以上実務の経験を有する者  b 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し７年以上実務の経験を有する者  c 学校教育法による高等学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し９年以上実務の経験を有する者  d 下水終末処理場の運転管理業務に関し12年以上実務の経験を有する者  (エ) 入札参加申請時点において運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が３ヶ月以上ある者 |

# 【　交付書類一覧表　】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 書類名称 | 交付方法 | ファイル形式 |
| 入札説明書等 | １－１ 発注概要書 | ホームページから  ダウンロード | Microsoft Word形式  又は  Microsoft Excel形式  又は  Adobe Acrobat PDF形式 |
| １－２ 入札説明書 |
| １－３ 入札心得 |
| １－４ 郵便入札心得 |
| 要求水準書等 | ２－１ 基本協定書（案） |
| ２－２ 事業契約書（案） |
| ２－３ 要求水準書 |
| ２－４ 要求水準書別紙 |
| 技術提案書作成要領等 | ３－１ 技術提案書作成要領 |
| ３－２ 技術評価項目及び評価基準 |
| ３－３ 落札候補者決定基準 |
| ３－４ 要求水準チェックリスト |
| 様式集 | ４－１ 様式集（様式１－１～１－３、様式４－５－１～４－５－２９、様式５－２－１～４　以外） |
| ４－２ 様式集（様式１－１～１－３、様式４－５－１～４－５－２９、様式５－２－１～４） |

# 【　提出書類一覧表　】

## 入札参加申込時に提出するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 書類等名称 | 備考 |
| 総合評価一般競争入札参加申込書 |  |
| グループ構成一覧表 |  |
| 配置技術者調書 | 配置予定技術者調書（事業総括責任者） |
| 配置予定技術者調書（設計業務総括責任者） |
| 配置予定技術者調書（建設業務総括責任者） |
| 配置予定技術者調書（維持管理業務総括責任者） |
| 配置技術者の照合が可能な書類  （写し） | (1)資格を確認する書類  入札説明書２５を参照の上、以下の配置技術者に関する書類を提出すること。  ①事業総括責任者  ②設計業務総括責任者  ③建設業務総括責任者  ④維持管理業務総括責任者  (2) ３ヶ月以上の雇用関係を確認する書類  健康保険被保険者証等  ※監理技術者資格者証で雇用関係が確認できる場合は提出不要です。  ※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とします。  ※健康保険被保険者証等の提出の際には、以下の項目に該当するものについてマスキングを施してください。   |  |  | | --- | --- | | 書類 | マスキング項目 | | 健康保険被保険者証 | ・保険者番号  ・被保険者等記号・番号 | | 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 | ・被保険者整理番号  ・基礎年金番号 |   ※健康保険被保険者証等にQRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについても、同様にマスキングを施してください。  ※すべての配置技術者について必要です。 |
| 建設業務総括責任者の専任性の確認調書 |  |
| 専任技術者等の確認ができる書類  （写し） | 建設業許可の申請・変更等の届出時の下記書類  ・「経営業務の管理責任者証明書（様式第７号）」の副本  ・「専任技術者一覧表（様式第１号別紙４）」の副本  直近の届出が平成２７年３月３１日以前の場合は、「専任技術者証明書　（様式第８号（１）又は（２））」の副本 |
| 工事施工実績調書 |  |
| 施工実績を確認できる書類（写し） | コリンズ登録証  ただし、コリンズ登録証の内容で施工内容が確認できない場合、契約書、設計書、図面、特記仕様書等 |
| 運転管理業務実績調書 |  |
| 運転管理業務実績を確認できる書類（写し） | 契約書、設計書、特記仕様書等 |
| 入札説明書で示す参加資格を確認する書類 | 大阪府の各種競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は以下の書類を提出  ・法務局が発行する商業・法人登記の「登記（履歴又は現在）事項全部証明書」  ・大阪府内に事業所を有する場合は「府税（全税目）の納税証明書」  ・大阪府内に事業所を有しない場合は「本店管轄の都道府県税の納税証明書」  ・本店管轄の税務署が発行する「消費税及び地方消費税の納税証明書（その３）」（その３の２、その３の３でも可）  ・「賃借対照表・損益計算書」※連結決算の場合は単体分が必要 |

## 総合評価落札方式にかかる技術提案書等

|  |  |
| --- | --- |
| 書類等名称 | 備考 |
| 技術提案書 | 技術提案書作成要領参照 |

## 入札時に提出するもの

|  |  |
| --- | --- |
| 書類等名称 | 備考 |
| 入札書 |  |
| 委任状 | 必要に応じて |
| 業務費内訳書１（設計・建設業務） |  |
| 業務費内訳書２（維持管理業務） |  |

## 落札候補者の提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書類名称 | 備考 |
| 誓約書 | 必ず提出してください。 |
| 最新の経営規模等評価結果通知書・  総合評定値通知書（写し） | 必ず提出してください。 |

## 書類提出先

### 入札参加者が提出するもの

#### 総合評価一般競争入札参加申込書及び参加資格（施工実績等）を確認する書類

「発注概要書」の「２　発注スケジュール」に示す期間に必着となるよう、下記宛先に提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提　出　先 | 大阪府南部流域下水道事務所  所在地：〒５９７-００９５　大阪府貝塚市港２５番地  電話番号：０７２-４３８-７４０６  ※郵送の場合は、提出日（配達日）を指定でき、かつ、書留郵便等により配達記録が残る方法を用いてください。  また、封筒には『入札参加申込書等在中』と記載し、「配達日」、「入札（事業）件名」、「グループ名」、「担当者名」を明記して下さい。 |

#### 総合評価落札方式にかかる技術提案書

「発注概要書」の「２　発注スケジュール」に示す日に必着となるよう、下記宛先に提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提　出　先 | 大阪府都市整備部下水道室  所在地：〒５４０-０００８　大阪市中央区大手前３丁目２－１２　別館４階  電話番号：０６-６９４４-９３１３  ※郵送の場合は、提出日（配達日）を指定でき、かつ、書留郵便等により配達記録が残る方法を用いてください。  また、封筒には『総合評価落札方式にかかる技術提案書在中』と記載し、「配達日」、「入札（事業）件名」、「グループ名」、「担当者名」を明記して下さい。 |

### 落札候補者の提出書類

**大阪府南部流域下水道事務所から落札候補者である旨の連絡を受けた日の翌日（休日を除く。）の午後４時までに、下記提出先に持参してください。**

なお、指定した日時までに提出しない者の入札は無効となりますので、注意してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提　出　先 | 大阪府南部流域下水道事務所  所在地：〒５９７-００９５　大阪府貝塚市港２５番地  電話番号：０７２-４３８-７４０６ |

# 入札参加資格登録をされている皆様へ

**入札契約制度等に関するお知らせ**

本入札に関係する各種お知らせを以下に示しますので、下記リンクより確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配布書類 | | **リンク** |
| 前金払の特例措置の期間延長について | R６.３ | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/maekintokurei.html) |
| 予定価格に含まれる法定福利費概算額について | R４.５ | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html) |
| 予定価格算出基礎額の公表について | R６.３ | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/kisogakukouhyou.html) |
| 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則における事業者からの「誓約書」の提出について | R２.12 | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-youkou.html) |
| 大阪府発注の公共工事等からの暴力団排除の取組強化について | R３.12 | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/bouryokukyoryokubun.html) |
| 労働関係法令の遵守 | R５.12 | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html) |
| 大阪府発注の建設工事における建設事業者の社会保険加入促進について | R５.11 | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-shaho.html) |
| 建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について | H29.11 | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-shaho.html) |
| 建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける特例監理技術者  及び監理技術者補佐に関する取扱いについて | R３.３ | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html) |
| 「建設業法施行令の一部を改正する政令」について | R４.12 | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kyotsu-new.html) |
| 特定建設業許可等の入札参加資格要件について | R４.12 | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/nyusatsu/nyuusatsukoji.html) |
| 府発注工事における電子マニフェスト使用の義務化について | R４.12 | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-youkou.html) |
| 「公共工事設計労務単価」等の適用について | R６.２ | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-roumutanka4.html) |
| 電子入札心得第13条第10号の入札書無効等について | R６.２ | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/koujikokoroe_mukou.html) |
| 大阪府 都市整備部「週休2日工事」実施要領 | R６.４ | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/4syu8kyu_kouji.html) |
| 下請契約・資材調達等における府内業者への配慮について | H20.11 | [表示](https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/nyusatsu/nyuusatsukoji.html) |